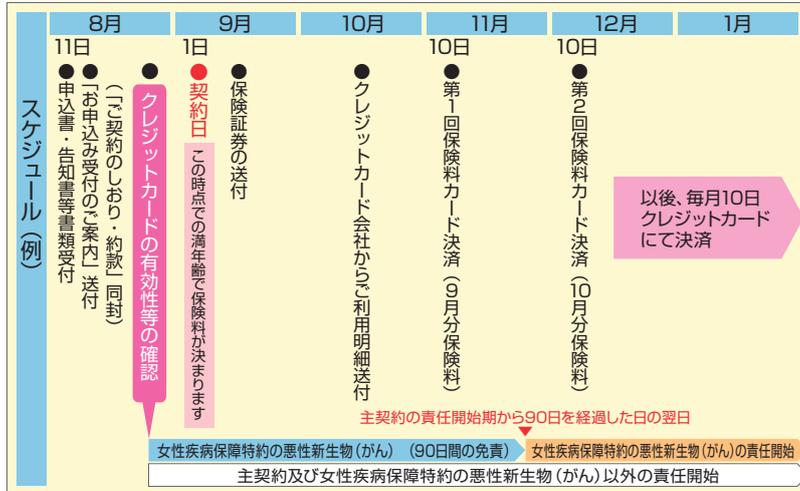


お申込み受付から保障の開始（責任開始期）までのスケジュール

● 保険料のお支払い方法は、**クレジットカード払**と**口座振替（「責任開始期に関する特約」付加）**からお選びいただけます。

クレジットカード払 を選択された場合 <10日カード決済の場合>

※クレジットカードのお支払日は、お客様がお持ちのクレジットカード規約に基づくお支払日となります。



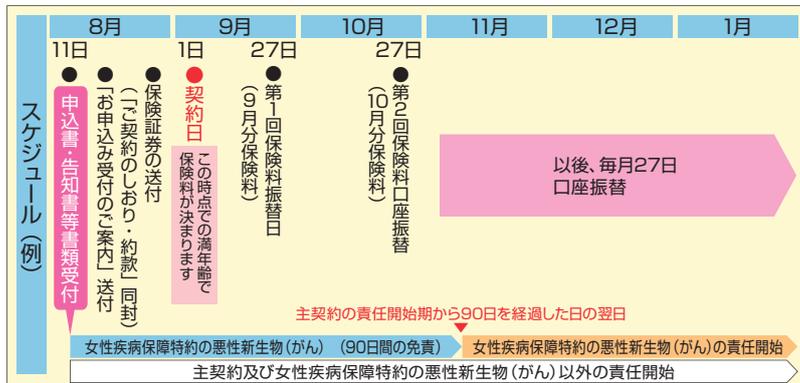
下記の6ブランドのクレジットカードがご利用いただけます。



- 契約者ご本人様名義のクレジットカードに限りご利用いただけます。
- 当社がクレジットカードの有効性等を確認した時(告知前に確認した時は告知の時)を保障期間の始期とします。女性疾病保障特約の悪性新生物(がん)の保障は、保障期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期となります。
- クレジットカードのご使用状況等の理由によりその有効性等の確認ができない場合、保障は開始いたしません。
- 月払契約の契約日は、保障期間の始期の属する月の翌月1日となります。(契約年齢は契約日時点での満年齢となります。)
- クレジットカードの有効性等の確認には、申込書等を当社が受付けてから10営業日程度必要となります。また、ご提出いただきました書類等に不備がある場合には、さらに日数を要することもございますのでご注意ください。
- リボ払い、ボーナス一括払いのお取り扱いはできませんので、あらかじめご了承ください。
- 保険料の決済日は、ご指定のクレジットカード会社により異なります。(左記ケースは、決済日が10日のクレジットカードをご指定の場合の例です。)
- クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について
ご契約のお申込日または当社がクレジットカードの有効性等を確認した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(郵便の消印有効)であれば、書面を封書などで当社へ郵送いただくことでクーリング・オフを行なうことができます。
※書面の記載項目や郵送先、クーリング・オフできない場合など詳細は「注意喚起情報」や「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 申込書の有効期限は、クレジットカードの有効性等の確認を行なった日の属する月の翌月末4営業日前の日までとなります。
- 必要書類が完備しない場合、クレジットカードの有効性が確認できない場合には、契約日が遅れ契約年齢・保険料が上がります。
- クレジットカードの有効性等が確認(承認番号の取得)できた日が、保険料領収日となります。
- 決済日はカード会社とお客様(カード会員)との間の約定により異なりますので、契約時に加入期間中のカード決済日に関する指定・お約束はいたしかねます。
- 保険契約が成立した後、カード決済日の変更を目的とした異動(変更)手続きには応じられません。
- カード会社の締切日と弊社締切日との関係等により、当月の請求が翌月にずれて、2か月分をまとめて1度にご請求させていただく場合があります。

口座振替（「責任開始期に関する特約」付加） を選択された場合

<保険料振替日は毎月27日(休業日の場合は翌営業日)になります>

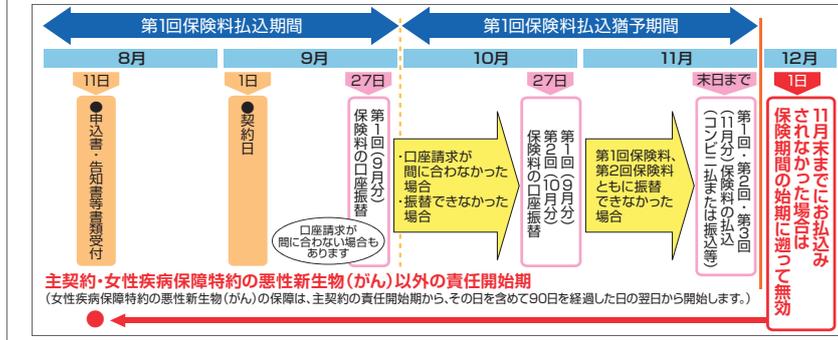


- 第1回保険料のお払込み方法を口座振替として、「責任開始期に関する特約」を付加したご契約をお申込みいただき、当社が承諾(お引受けすることを決定)した場合には、ご契約の「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い日を保障期間の始期とします。女性疾病保障特約の悪性新生物(がん)の保障は、保障期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日が責任開始期となります。
- 月払契約の契約日は、保障期間の始期の属する月の翌月1日となります。(契約年齢は契約日時点での満年齢となります。)
- 原則として、「第1回保険料払込期間」^{※1}内の所定の振替日に指定口座から第1回保険料の振替を行ないます。
- 「第1回保険料払込期間」内に第1回保険料が口座振替できなかった場合、翌月の所定の振替日(「第1回保険料払込猶予期間」^{※2})に再度指定口座へご請求します。(第2回保険料とともにご請求します。)

※1 第1回保険料払込期間	主契約の責任開始日(責任開始期の属する日をいいます)からその翌月末日まで
※2 第1回保険料払込猶予期間	第1回保険料払込期間満了日の翌月1日から翌々月末日まで

「第1回保険料払込猶予期間満了日」までに第1回保険料のお払込みがなかった場合

<月払契約、保障期間の始期:8月11日 契約日:9月1日の場合>



- 当社が保険契約のお申込みを承諾した日によっては、第1回保険料の口座振替日が第1回保険料払込期間満了日の翌月(左図の場合は10月:「第1回保険料払込猶予期間」中)になることがあります。この場合、指定口座への第1回保険料のご請求は一度だけになりますのでご注意ください。(第2回目保険料とともにご請求します。)
- さらに、「第1回保険料払込猶予期間」中の振替日に第1回保険料が口座振替できなかった場合は、当社がご案内する方法にしたがって、「第1回保険料払込猶予期間」内(「第1回保険料払込期間」満了日の翌々月の末日まで)に保険料をお払込みください。(第2回・第3回保険料とともに合計3か月分をお払込みください。)
- 第1回保険料払込猶予期間内に第1回保険料のお払込みがなかった場合、ご契約は「第1回保険料払込猶予期間」満了の日(左図の場合は11/30)の翌日に、保障期間の始期に遡って無効となります。ご契約が無効となった場合、責任準備金などその他の返戻金の払戻はありません。また復活のお取扱いはありません。

- **クーリング・オフ(お申込みの撤回またはご契約の解除)について**
申込書にご記入をいただいた「お申込日」から、その日を含めて8日以内(郵便の消印有効)であれば、書面を封書などで当社へ郵送いただくことでクーリング・オフを行なうことができます。
※書面の記載項目や郵送先、クーリング・オフできない場合など詳細は「注意喚起情報」や「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- **クーリング・オフ期間を過ぎてからご契約をおやめになる場合**
解約のお手続きが必要となりますのでご了承ください。また、第1回保険料払込前に解約された場合や第1回保険料払込猶予期間満了日までに第1回保険料の払込みがなかったことにより保障期間の始期に遡ってご契約が無効になった場合は、**再び当社商品をお申込みいただく際に「責任開始期に関する特約」を付加した口座振替はご利用いただけませんのでご注意ください。**

- 申込書の有効期限は申込日の属する月の翌月末日までとなります。
- 第1回保険料が払い込まれるまでの期間は、保険料の払込方法の変更等ご契約の変更・保険料の払込の取扱が一部制限されます。
- 第1回保険料をお払込みいただく前に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合、次のようなお取扱いとなります。
 - ① 保険金・給付金等を支払うとき:
第1回保険料(※1)を保険金・給付金等から差し引きます。(※2)
 - ② 保険料の払込免除のとき:
第1回保険料(※1)をお払込みいただきます。
※1: 第2回以後の保険料の払込期月の契約当日が到来している場合は、第1回保険料と同様に第2回以後の保険料を差し引きます。
※2: お支払いする保険金・給付金等が第1回保険料に不足する場合は、第1回保険料をお払込みいただきます。